

2012年度協約・協定改訂第6回団体交渉 通勤関係、出向、SAS、熱中症対策等について議論

本人の同意なき出向はできない！

本部は9月7日、協約・協定改訂第6回団体交渉を開催しました。今回は主に通勤関係、出向、SAS、熱中症対策等の34項目について議論しました。主な議論内容は以下の通りです。

(■組合主張 □会社主張)

- 本人の理解が得られなければ出向させてはならない。
- 協約にも議事録にも理解を得なければ出向させてはならないと書かれていない。
- 議事録の「理解を得る取り組みを行う」とは、本人が理解し本人の同意がなければ出向させてはならないことである。
- 本人の同意が前提となるものとは考えていない。
- 会社は車両所の仕事はきつい。出向先のSMTの仕事は楽だと出向を延長するようにと言った。これは理解を得る取り組みではない。
- 人事異動は、業務上の必要性本人の適正・能力及び希望等を勘案して決定している。
- 出向期間が終了したときは、いったん本体に帰るのが基本である。
- 業務上の必要性、本人の適正・能力及び希望等を勘案して決定していくため、本体に帰ることは基本ではない。
- 自動車通勤の場合には通勤障害を認める事はできない。
- 54才以上の出向者を夜勤が連続する業務に就労させないこと。
- 出向を含めた人事異動は、業務上の必要に基づき実施している。
- 自動車通勤で災害・事故等により経路が遮断された場合は、障害休暇とすること。
- 自動車通勤の場合には、1つしかない通勤経路が遮断された場合を除いて通勤障害を認めることはできない。
- SAS精密検査の病院を拡大すること。
- 精密検査を実施できる病院の確保ができないため、拡大できない。
- SASは、主治医がシーパップやマウスピースは必要がないと判断した場合は、の2回目の簡易検査を受けさせ完治を確認すること。
- 次回確認して答える。
- 夏季の制服の上着は熱中症防止のためにも古いデザインの開襟シャツを止め開襟シャツとすること。
- 現行のデザインを維持することが必要である。

第7回団体交渉は9月10日です。安全確立について議論します。